

三次市教育委員会会議議案第 22 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 21 条の規定により，三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和 7 年 8 月 18 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会規則第 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年三次市三次市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項を次のように改める。

各学年の学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

第 3 5 条の 3 を削る。

様式第 2 号中

「

三次市教育委員会 印

」を

「

三次市教育委員会

」に改める。

様式第 8 号中

「

三次市立 学校長 氏名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏名

」に改める。

様式第 9 号，様式第 11 号及び様式第 12 号中

「

三次市立 学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏 名

」に改める。

様式第 13 号中

「

(文書番号)

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏名 印

休業日における授業実施に関する報告書

」を

「

(文書番号)

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏名

休業日における授業実施に関する報告書

」に

改める。

様式第14号中

「

三次市立 学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏 名

」に改める。

様式第14号の2中

「

三次市立 小学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 小学校長 氏 名

」に，

「

三次市立 中学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 中学校長 氏 名

」に，

「

三次市立 学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏 名

」に改める。

様式第 15 号及び様式第 16 号中

「

三次市立 学校長 氏 名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏 名

」に改める。

様式第 17 号中

「

(注) 様式中「平成」とあるのは、必要に応じて「明治」，「大正」又は「昭和」と読み替えるものとする。また，生年月日に係る部分は，外国人の場合にあっては，「平成 年 月 日生」とあるのは，「 年 月 日生」と読み替えるものとし，住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

」を

「

(注) 様式中「平成」とあるのは，必要に応じて「明治」，「大正」，「昭和」又は「令和」と読み替えるものとする。また，生年月日に係る部分は，外国人の場合にあっては，「平成 年 月 日生」とあるのは，「 年 月 日生」と読み替えるものとし，住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

」に

改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。